

平成 1 7 年 度 答 申 第 1 号

( 平成 1 7 年 5 月 6 日 )

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 1 号  
平成17年 5月 6日

宝塚市長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会  
会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

「平成15年度宝塚市まちづくり協議会補助金に関する「支出負担行為」及び「支出命令書」（一小コミュニティ関係分）」についての情報公開請求に対する部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

宝塚市長（以下「実施機関」という。）が行った「平成15年度宝塚市まちづくり協議会補助金に関する「支出負担行為書」及び「支出命令書」（一小コミュニティ関係分）」（以下「本件文書」という。）についての情報部分公開決定（以下「本件決定」という。）の非公開とされた部分のうち、まちづくり協議会の代表者の氏名については非公開決定を取消し、公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が、本件決定のうち、まちづくり協議会の代表者の氏名及びまちづくり協議会の住所についての非公開決定を取消し、公開することを求めるものである。

### (2) 異議申立ての理由

#### ア まちづくり協議会の代表者の氏名について

「まちづくり協議会」は、設立及び運営の大半を市補助金に依拠している公共的団体であり、公共的団体の会長氏名については、個人情報とはいえず、通常他人に知られたいくない情報とは認められない。

兵庫県の情報公開制度においても、公共的団体の代表者の氏名については、公開の対象としている。

したがって、まちづくり協議会の代表者の氏名については、公開されるべきである。

#### イ まちづくり協議会の住所について

まちづくり協議会の住所が、公共施設等の住所である場合は、公開されるべきである。

## 3 実施機関の説明

実施機関の部分公開決定理由説明書及び口頭による説明を要約すると、次のとおりである。

(1) まちづくり協議会は、市から活動のための補助金の交付を受けているといえども、あくまで市民による任意のコミュニティ組織であり、その代表者の氏名や住所等は特定の個人として識別できる個人情報として、他の役員又は一般会員の取扱いと同様に宝塚市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項第1号該当の特定の個人が識別され、通常他人に知られたいくないと認められるものであると判断し、本件決定を行ったものである。

(2) しかしながら、次に掲げる理由により、平成16年11月19日

付けのまちづくり協議会に係る情報公開請求分から、まちづくり協議会の代表者の氏名を公開とする取扱いに変更している。

ア まちづくり協議会の性格について

まちづくり協議会は、宝塚市内に20団体あり、小学校区単位で組織されており、自治会をはじめとする地域の諸団体で構成する協議体である。

また、まちづくり協議会は、宝塚市や宝塚市社会福祉協議会からの補助金等によって、高齢化・少子化、青少年の健全育成、環境問題その他広範囲で複雑化した地域の諸課題を解決することを目的に活動しており、公共的・公益的な性格が強い公共的団体であり、自己の趣味や学習などを目的に集まった同好会的性格の強い市民団体とは異なるものである。

イ まちづくり協議会の代表者の氏名について

まちづくり協議会が発行している広報紙等に代表者の氏名は掲載されており、地域住民に広く公開されていることから、代表者の氏名を公開しても、代表者のプライバシーを侵害するとは考えられない。

- (3) まちづくり協議会の住所については、各まちづくり協議会もともに団体の活動拠点となる事務所等の住所を記載しておらず、代表者個人の住所を記載しているので、公開とすることはできない。

#### 4 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、一小校区コミュニティに係る平成15年度宝塚市まちづくり協議会補助金の支出負担行為書及び支出命令書並びに委任状、宝塚市まちづくり協議会補助金交付申請書、振込金受取書、請求書、口座振込整理票兼依頼書である。

(2) 条例第7条第1項第1号の該当性について

ア まちづくり協議会の代表者の氏名について

実施機関の説明(2)によると、実施機関はすでに自らの判断でまちづくり協議会の代表者の氏名については公開しており、当審査会も実施機関の説明の(2)ア及びイの判断は適正であると認める。

よって、まちづくり協議会の代表者の氏名は、条例第7条第1項第1号の「特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるが、通常他人に知られたいと認められるもの」には該当しない。

イ まちづくり協議会の住所について

申立人は、まちづくり協議会の住所について、公共施設等の住所の場合は公開を求めるが、まちづくり協議会の代表者個人の住所であれば、公開を求めないとしており、当審査会事務局において、本件文書中の一小校区コミュニティの所在地の記載について原本を確認したところ、まちづくり協議会の代表者個人の住所が記載されていることを確認しているため、当審査会ではこの点に関しては判断しないものとする。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものとする。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植木壽子	弁護士（大阪弁護士会）
荏原明則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中村留美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平松毅 （会長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日程	内容
1	平成17年 1月14日	諮問
2	平成17年 1月24日	異議申立人による陳述、実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成17年 3月15日	審査
4	平成17年 4月20日	審査
5	平成17年 5月 6日	答申